平成25年9月20日（金曜日）

第３回松島町議会定例会会議録

（第５日目）

出席議員（１７名）

１番	緑山市朗　君	２番	佐藤皓一　君
３番	高橋辰郎　君	４番	伊賀光男　君
５番	高橋利典　君	６番	（欠番）
７番	渋谷秀夫　君	８番	高橋幸彦　君
９番	尾口慶悦　君	１０番	色川晴夫　君
１１番	赤間　洵　君	１２番	太齋雅一　君
１３番	後藤良郎　君	１４番	片山正弘　君
１５番	菅野良雄　君	１６番	今野　章　君
１７番	阿部幸夫　君	１８番	櫻井公一　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	大橋健男　君
副町長	高平功悦　君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一　君
財務課長	舘山　滋　君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井　純　君
町民福祉課長	阿部利夫　君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江　君
産業観光課長	阿部礼子　君
建設課長	中西　傅　君
会計管理者兼会計課長	安部新也　君
水道事業所長	櫻井一夫　君
危機管理監兼 環境防災班長	阿部祐一　君

震災復興対策監	小　松　良　一　　君
総務管理班長	太　田　　雄　　君
教　　育　　長	小　池　　満　　君
教　育　課　長	櫻　井　光　之　　君

事務局職員出席者

事　務　局　長	佐　藤　　進	主		幹	佐々木　弘　子

議　事　日　程　（第５号）

平成２５年９月２０日（金曜日）　午前１０時　　開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

〃　第　２　一般質問

〃　第　３　議案第１０２号　工事請負契約の締結について

〃　第　４　議案第１０３号　物品売買契約の締結について

〃　第　５　議案第１０４号　平成２５年度松島町一般会計補正予算（第５号）について

〃　第　６　議員提案第１１号　松島町議会委員会条例の一部改正について

〃　第　７　委員会の閉会中の継続審査・調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前１０時００分　　開　議

○議長（櫻井公一君）　皆さん、おはようございます。

平成25年第３回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。松島町高城－－－－－－－－－－－－でありま す。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、17番阿部幸夫議員、１番綠山市朗議員を指名します。

日程第２　一般質問

○議長（櫻井公一君）　日程第２、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして、質問を許します。質問者はご登壇の上、質問願います。それでは、３番高橋辰郎議員、登壇願います。

〔３番　高橋辰郎君　登壇〕

○３番（高橋辰郎君）　３番高橋です。

それでは、一般質問を行います。

私にとっては多分最後の登壇になろうと思います。そういう意味で格調の高いものという思いもありましたが、各議員が格調高くやっていただきました。私はポイント主義、１点だけというふうに、その点を捉えた質問をしたいと思います。

なお、通告は少し乱暴だったなと反省していますが、この議会開会前に所管の担当者とお会いをし、意見交換をしていますので十分質問の意味はわかったものと理解しております。

まず最初、高城西柳地区、旧国道45号線道路沿いの民家で大型トラックが通るとき、異様な振動が住民を苦しめているようであります。その声をお聞きしました。そこで、当局としてどのような事実を把握され、どのような事実に対する対応を行ったかをお聞きしたい、こういうことであります。

１点目、具体的に申し上げますと、高城西柳地区の千葉ガソリンスタンド周辺の民家であります。

２つ目、福田金物さんと大友理臣さんの、あの横切る周辺がどうも振動の原因らしいというようなお声を聞いております。

この２点についてお聞かせをください。

○議長（櫻井公一君）　答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　建設課長より答弁をさせさます。

○議長（櫻井公一君）　中西建設課長。

○建設課長（中西　傅君）　質問の高城西柳地区になりますけれども、これらの大型車両による民家の振動ということでございますけれども、基本的には、原因が東日本大震災で傷んだ舗装路部分の段差が一番考えられるかというふうに考えております。

現在、全町におきまして震災で傷んだ箇所の補修中でありまして、当箇所につきましても一部復旧を完了したところではありますけれども、震災から時間がたつにつれて徐々に沈下等が目立つようになりましたので復旧範囲を追加する予定でございます。この路線につきましても、大型車両の通行があるところですので、少々の段差でも振動が発生すると思われますので、復旧箇所の追加に当たり調査を行いまして再度、周辺住民の方の話を伺いながら復旧範囲及び復旧方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井公一君）　高橋議員。

○３番（高橋辰郎君）　大体はそれで了解したいんですが、出た段差という言葉、路面上、目に見える段差なんですか。

○議長（櫻井公一君）　答弁。中西建設課長。

○建設課長（中西　傅君）　そのとおりでございます。基本的には見た目にもわかるような状態になっていますので、それらについては段差ということで考えております。

あと、それから別にマンホールの部分が、特に上がっているといいますか、そういったこともございまして、応急的には段差の生じないような形、滑らかにすりつけといいますか、やっている部分もございますけれども、やっぱり震災から時間がたちまして、下水道管が入っているところがなおさら沈み始まっているといいますか、そういう傾向もありますので、その部分が大きく影響しているんだろうというふうに考えていますので、例えばマンホールを下げるとか、そういった対策とか、滑らかにつくような対策をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井公一君）　高橋議員。

○３番（高橋辰郎君）　それでは、住民対応をいかにとられたか、お聞きします。

○議長（櫻井公一君）　中西建設課長。

○建設課長（中西　傅君）　基本的には町が主導で一応やっておりますので、今ご質問あったように、住民からというのは直接聞いていない部分もありますので、その辺、ちょっと聞き取りしながら一応進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井公一君）　高橋議員。

○３番（高橋辰郎君）　これで終わりますが、住民対応が完全であったとは私は思っていない。なぜなら、住民から町に問題指摘をした。納得のいくお答えをいただいていないというのが原因でこの質問になっています。十分な配慮が払われるよう要望して、この件は終わります。

２問目に入ります。狭隘生活道について伺います。

これもまた東日本大震災後、改めて隅切りが必要なところ、または拡幅が必要なところ、高城町を見ただけでもたくさんの箇所が指摘される。そして、現在はどこの箇所から順番をつけてやっていくということも私どもはよく承知をしておりません。そこで、私の質問したのは、軽い図面までつけておきました。一目見て所管の課長は十分ご理解をいただいたところだと思います。

具体的には狭隘道路ですが、願立寺の東の方向に下って行って、岩本建築事務所から左へ入るところであります。地番でいえば町東一８周辺部になります。そこは４メートル道路がいまだ拡幅されておりません。なぜなら、１軒の家が引っ越しをしました。他の家は現在お住まいでありますので４メートルにするためにお互いに少し引っ込んでいます。引っ越しをされた方は、土地と家はその方のものでありますが、そういう対応をとっていない。ですから、大げさに言えば道路が少しかぎ形になっている。真っすぐにならないで部分的に出ているところがこういう現況でありました。このことは住民からもかねて要請をして、しかるべく対応を求めてきているはずであります。この問題の解決について見解があればお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　中西建設課長。

○建設課長（中西　傅君）　ここの場所につきましては、震災後、地元の方もいらして、区のほうからもそういう要望書といいますか、そういったものもうちに上がっておりまして、ただ、現地を確認させていただきますと、今おっしゃった住んでいない家屋もございますけれども、基本的にここの部分については隅切りが、自分の土地をわざわざ削って土地については隅切りされているんですね、実際に、隅切りの部分は。引っ込めるとなりますと、もう家屋までかかってしまうという形になりますので、当初地元の方から言われた、隅切りをもうちょっ

と大きくできないかということで、大きくしますと家までかかってしまうんですね、現実的には。そういうのはちょっとなかなか難しいだろうということでございます。

いろいろと要望はわかりますけれども、何ていいますか、そういった場所での一応研究をしている部分もありますので、この部分が、松島町全体がいっぱいそういう箇所というのが、ここは一番広くて３メーターということで、本当に狭いところは１メーターの部分もありますので、これらを全てといいますと家屋にかかる部分が相当ございますので、なかなか事業的には、協力いただけるかどうかという部分も含めまして、大きな事業費もかかってくるという形もございまして、難しい案件というふうに考えてございます。

ただ、今度建かえとかがありますと建築基準法上、センターから２メーター後退といった部分がございますので、そういったのをちょっと待ちながら進めざるを得ないのかなというふうな認識を持っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君）　高橋議員。

○３番（高橋辰郎君）　大体わかりました。建てかえのときは当然そういう処置になることだと思います。そこで、もう少し突っ込んで、新しく売買になったと。新しくというか、売買になって新しい地権者が来たんですね、売買の結果、新しい地権者の所有になったと。その場合に今度、新しい人にいわゆるこういう地域要望があることを知ってもらう必要があるだろうというので、新しい地権者に対してもよろしくご配慮をいただきたいと思います。この点、いかがですか。

○議長（櫻井公一君）　中西建設課長。

○建設課長（中西　傅君）　今の新しくなったという部分は、ちょっと所有権が一応、多分、恐らくうちのほうでも地権者を調べたんですけれども、まだ一応前の人の名義だったのであれですけれども、新しくなったのであれば一応お話はできると思いますので、地域からそういう要望が出ているという部分、そういった話はできるかと思います。

○議長（櫻井公一君）　高橋議員。

○３番（高橋辰郎君）　質問の仕方がちょっと適切でなかったのかもしれません。新しい地権者があの土地を買ったときのことを申し上げました。よろしくご配慮をいただきたい。それから、時間がかかるとは言いながら、あの周辺はご存じのように行きどまり、もしくは車も通れないような狭い道に途中で変わっています。これの周辺を見つめて拡幅について検討することはいかがですか。

○議長（櫻井公一君）　中西建設課長。

○建設課長（中西　傅君）　今回の避難道路についても、ほとんど皆さん、用地買収かかっているとう部分で、国から震災の場合の復興道については来るんですけれども、やっぱり皆様の協力をもらわないと一応できないという部分がございます。ここでも皆さんの地権者の方々の要望と協力されるかという部分が、きちっと協力いただけるのであれば取り組むこともできるだろうというふうに考えますけれども、なかなか個別、個別的に見ますと、１メーターということは庭先から、あと家屋まで全部かかったりとか、いろいろなことが、個別案件がそれぞれ事情が違う可能性もありますので、そういった中では結構難しい案件になるだろうなというふうには認識しているんですけれども、皆さんの協力をもらえるのであれば取り組む姿勢というのは町ではいつでもお持ちしていますので。（「はい、よろしくお願いします」の声あり）

○議長（櫻井公一君）　高橋議員。

○３番（高橋辰郎君）　３つ目に移ります。きのうも集中豪雨、ゲリラ豪雨等について我が町のあるべき排水対策について熱く論議がありました。私は、これまで高城町低地に関する雨水排水の問題について提起をし、当局のご努力をいただきました。まず感謝を申し上げるのは、高城字町60番地周辺の高城川堤防沿いに低地用として雨水排水ポンプをつくっていただきました。非常にありがたいと思っています。そして、鈴国商店の、これもまた堤防沿いに小さなポンプ場をつくっていただきました。このことであの周辺の人たちは大きく愁眉を開いております。少しぐらいの雨では心配ないというふうに顔をほころばせておりました。当局のこれもまた質問に対するしかるべき対応と高く評価をしたいと思います。

　そこでお尋ねをしますが、鈴国商店から45号線を、旧45号を、大きく言えば北上し、通称分かれ、地番でいえば西柳に至る地域、45線より高城川堤防沿いの集落であります。地域であります。ここについては、かねて要望してまいりました。当局で調査の予算をとっていただきました。必要なら事業団の事業の認可も取りたいということでございました。そのことについて具体的にお聞かせいただきます。予算そのものは１カ所でなくて数カ所を含めて計上されております。だから、個々の予算がどのぐらいとられたのか、私は承知をしておりません。そこで、予算はいつ、額はどのように計上されたか、まずここをお聞かせください。

○議長（櫻井公一君）　大橋町長。

○町長（大橋健男君）　水道事業所長より答弁をさせさます。

○議長（櫻井公一君）　櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君）　そこの予算といいますか、復興事業ということで現在目指して

おります。これは東日本大震災に伴います地盤沈下の影響が生じております雨水事業ということで、24年度事業として復興交付金として調査費が一応認められております。

それから、あと以前は雨水事業の認可変更で取り組もうという計画があったわけでございますが、これが、復興交付金が認められそうだということで、そっち側に事業をシフトしております。

それから、あと具体の内容といたしましては、環境整備として鈴国商店さん脇のルート、それからあと割烹中央さん脇のルートを新たに新設いたしまして新町雨水ポンプ場で排水を計画しているというところでございます。

○議長（櫻井公一君）　高橋議員。

○３番（高橋辰郎君）　認可変更を求めてしかるべき措置をとったと、こういうことでありますね。これはもうとうに終わっておりますね。認可変更に伴う諸手続は終わっていますね。

○議長（櫻井公一君）　答弁。櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君）　認可変更につきましては、現在復興交付金事業を計画中でございまして、それと連動いたしますので、それ後に再度、認可変更をかけるということでございます。

○議長（櫻井公一君）　高橋議員。

○３番（高橋辰郎君）　で、それを踏まえて今後をどのように展望しておりますか。

○議長（櫻井公一君）　櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君）　この件につきましては、きのうも今野議員さんの質問にお答えしたわけでございますが、この地区につきましては一応新町ポンプ町で吐きたいというふうに考えています。それから、あと側溝とか、一部逆勾配の部分があるようなので、それを直しながら新町ポンプ場で水を受けるという計画で今進めているところでございます。

○議長（櫻井公一君）　高橋議員。

○３番（高橋辰郎君）　新町ポンプ場で吐きたい、このことは私も知っておりますが、すると吐くために排水路、整備する必要はありませんか。

○議長（櫻井公一君）　櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君）　先ほども少しご説明いたしましたが、鈴国さん脇のところに一応管路、管路ですね、一応つくっていく。あとは中央さん脇のところにも新しい管路を入れまして新町雨水ポンプ場に水を引っ張ってくるということで、管路の新設、大きくは２カ所を考えております。そのほか側溝の一部整備をしながら新町ポンプ場で受けるということで

ございます。（「はい、了解です」の声あり）

○議長（櫻井公一君）　高橋議員。

○３番（高橋辰郎君）　少し角度を変えます。かつて8.5災害がありました。その災害に学んで川に本来雨水が排水される排水口が各民家、もしくは一部、一定の範囲を決めた形の中で排水口ができて高城川に雨水排水がなされていると。しかし、逆にああいう異常な雨が降った場合は高城川の水が満潮になればなるほど、それが民家に逆流してくる。それを防ぐために逆流防止弁をつけた。このことはわかるんですが、防止弁の手入れはその後なされていない。そのためにまた逆流が起きている。そのことについてはどう捉えておりますか。

○議長（櫻井公一君）　櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君）　逆止弁もつけたということもございますが、地盤沈下の影響というのは相当、実際ございます。先ほども高橋議員さんがおっしゃられたとおり、応急ポンプをつけて低地については現在対応しているところでございますが、その辺も含めまして復興交付金の中でできるかどうかということで今やっているということでございます。

○議長（櫻井公一君）　高橋議員。

○３番（高橋辰郎君）　逆流防止弁は現在、正常に働いていると判断していますか。

○議長（櫻井公一君）　櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君）　済みませんが、そこまではちょっと現在把握しておりません。

○議長（櫻井公一君）　高橋議員。

○３番（高橋辰郎君）　これは前にも私、わざわざ事業所に行って問題指摘をし、お願いをしてきました。で、対応したいというような見解を賜っております。改めての答弁も今のようであります。急いでこの逆流防止弁、手入れをすべきではないですか。いかがですか。

○議長（櫻井公一君）　櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君）　議員さんからご指摘をいただきましたので、点検していきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君）　高橋議員。

○３番（高橋辰郎君）　これで終わりますが、雨はこの間も降りま……、台風が来ました。そのうち、そのうちではいけないと思います。ぜひ早くやってほしいと。それが住民の安心につながるんだということを申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（櫻井公一君）　３番高橋辰郎議員の一般質問が終わりました。

次に、10番色川晴夫議員、登壇願います。

〔10番　色川晴夫君　登壇〕

○10番（色川晴夫君）　おはようございます。よろしくお願いします。

今回、２点の質問を提出させていただいております。

まず最初に、今後のまちづくりについてという質問事項であります。

松島町は2001年、平成13年に、まちづくりの指針である長期総合計画、15年計画の基本構想を策定し、「歴史・文化の継承と創造」を掲げ、まちづくりを推進してきたわけであります。平成18年から、これが第二次の計画でありますが、行政改革の推進による地方分権社会への転換など、社会環境が大きく変化していく中で、松島町の特性を生かしながら自立的で特色のある地方自治の確立を現に求めてきたということがあります。そして、平成19年、大橋町政が誕生し、長期総合計画を継承するという立場の中で、以前から取り組まれていた景観、寺町構想を拡大、平成21年には、４月、景観行政団体となりました。そして、観光、防災、コミュニティーを基本とした施策を推進してきたわけであります。平成23年６月、第三次基本計画をこのように取りまとめたわけでありまして、この計画は平成27年を最終目標に５つの基本構想を掲げております。

この間、我が国は大きく変化し、一層進む少子・高齢化、バブル崩壊、デフレ、それからリーマンショック、いろいろな社会問題、要素によりまして景気の低迷、財政不足は約1,000億円の借金を生み、また平成23年３月11日、千年に一度と言われる未曽有の被害を出しました東日本大震災、また温暖化による異常気象の影響などにより台風、大雨、竜巻と自然災害の猛威に見舞われ、防災に対する取り組みが一層重要になってきている昨今であります。

とりわけ東日本大震災復興交付金、復興交付事業で平成27年度を目標に復興事業が進められております。決算審査の現地調査で手樽の早川漁港は工事に入っておりましたけれども、全体としてはおくれているという現状であります。震災後、復興計画のもと、執行部、職員、そして他県の職員の応援を得て努力されておりますが、平成27年度まで、もうあと２年ちょっとという時間しか残されていないわけであります。そこで伺います。

この復興計画のもと、そして現在、長期総合計画、27年度が最終であります。あと２年で新総合計画を作成する必要があると思っておりますが、震災後の松島町をどのようにまちづくりに力点をおいて進められていくか、そういう考えを町長に示していただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　現在の総合計画が平成27年度までということでございまして、そこから先は次の総合計画の中で企画立案していくということになります。ポイントは、震災からの

復興、立ち上がりということでございます。現在進めております復興交付金による事業、またはそれに関連する事業を、これを継続していくということになるというふうに思っております。

復興交付金事業は27年度までということには一応はなっておりますが、現実論としては無理な計画になっておりまして、時間はもっとかかるであろうというふうに思っております。これは私ども松島町だけではなくて、全体でそういうふうな判断がございますので、国のほうに、事業の中身は決まっておりますけれども、具体の事業についてはもう少し延ばしていただくということでお願いしてまいりますので、それが次の総合計画の中には織り込まれるというふうに考えます。

その事業の大きな中身ですけれども、一番大きなところは地盤沈下対策、また堤防対策、これが１つあります。それから、防災関係の各ハード面の整備、これがあります。プラス、松島町としては観光産業がメーン、また、その他、１次産業から３次産業までございますので、そういった産業の振興、復興ということが、これは必ずしも復興交付金事業には絡んできていませんけれども、そういったものをしていくのだということになろうというふうに思います。これが大きく１つですね。震災からの立ち上がりと。

もう一つは、これもまた震災前からの課題でありました人口減少対策、少子・高齢化対策、これは日本全国でそういったことがありますので、共通の課題でありますけれども、これに対しまして松島町としては「住み続けるまち、松島」というようなキャッチコピーを使わせていただいていますけれども、末永く松島が松島として人々の暮らしが保障されるような、そういうまちづくりをしていきたいというふうに思っております。これは必ずしも総合計画で定める期間内の話ではありませんけれども、そういう長いスパンで見たときに、総合計画の計画年次の中でそれをどういうふうに実現していくのかというあたりが課題になろうかなというふうに思っております。

詳細については、企画課長から説明させます。

○議長（櫻井公一君）　亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井　純君）　現在の長期総合計画の最終年度が迫りつつある中において、来年度と再来年度の２カ年を要しまして、現長期総合計画における各施策及び事業の進捗状況の点検を行いまして、課題の抽出、目指すべき目標、目標を達成するべく必要な施策や事業の洗い出し、施策や事業の実施時期及び実施主体の明確化を進めてまいりたいと考えております。これらを検討する中におきまして力点とすべく施策や事業が見出されてくるものと考

えておりますが、甚大な被害をもたらした東日本大震災においても観光客のけが人を一人も出さなかった安全・安心なまちを国内外に発信し、世界に誇れる松島町の歴史や文化、貴重な自然を活用し、行ってみたいまちから住んでみたいまちに、住んでみたいまちから住みたいまちに、そして住みたいまちから住み続けたいまちになるような施策を展開し、観光地としても定住地としても魅力となるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、長期総合計画の位置づけとして町の総合的な指針となる計画であり、復興計画を初めとする各種計画の根本となっているものでありますことから、急激な方向転換を行うのではなく、これまでのまちづくりのいい面をこれまで以上に生かしながら、課題として抽出された部分について改善を施し、国内外に自信を持って発信ができるまちづくりの指針としての総合計画を策定したいと考えております。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　今、復興を中心として町長はやっていきますよと、引き続き。それで、当然でしょうね、地盤沈下、堤防、これがまだ進んでいないわけですから、それが次の５カ年、恐らく町長言われるように27年度まではなかなか難しい。このことについては後で質問、またしたいと思いますけれども、今企画課長からは目標を立てて来年、再来年度に計画を立てていく。そうでしょうね、来年の予算あたりからそういう予算が入ってくると思います。でないと、基本計画、実施計画とかいろいろなことがあるわけで、28年度の施行から向けて、これはなかなかできないと思います。今継続的に、今のいいところを踏襲すると。目新しい、今現在、このようなことをというようなことは考えておりますでしょうか。町長、課長含めてご答弁いただければと思います。

○議長（櫻井公一君）　大橋町長。

○町長（大橋健男君）　私のレベルで目新しいことというか、特段これまでと変わった流れになるようなことは考えておりません。これまでの中でもいろいろ新しい考え方とか、事業とか、取り組んでおりますので、そういったものを膨らませていくと同時に、日々の行政を行い、またいろいろなつながりを持つ中で、外部とのつながりを持つ中で必要と判断されることについては政策的な決定を行って新しいもの、それが新しいものになる可能性もありますけれども、そういったものとして取り扱い、取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　目新しいものは今度の５年、15年の中の最初の５年は考えていない。あとの５年はわかりませんけれどもね。世の中どうなるかわかりませんし、松島の復興がどう

なるか。そのように新しい事業が展開される、そのようなときが早く来ればいいなと思うわけであります。そういうことを楽しみながら待って、松島のまちづくりを見守っていきたいと思いますけれども、それでは第三次計画では、こういう計画を実施するために検証する組織というのをいっぱい立ち上げましたね。まちづくり委員会、観光振興計画、景観作成委員会などを設置して策定段階から町民の意見を聞くという組織を町長はたくさんつくってまいりました。目新しいものをつくるということはないということを今おっしゃいました。今度、何かの、そういう策定とかなんかの計画の中で住民の意見は聞かなければならないということは当然な話であります。そういう中で今度、仮に新しい計画の中が進められるということになりますと町民の意見、そういうものを聞く、そういう委員会の立ち上げとかなんかということは当然考えられておりますでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　ちょっと誤解があったかもしれませんが、新しいことをやっていかないということではなくて、今でも相当目いっぱいになっていることはご存知かなというふうに思います。その中で各種委員会等を立ち上げまして、ご意見をお伺いしているということがあります。今後、また別な項目で、これまで出ないようなものがあれば、必要に応じてそういったものをつくっていくということがあります。ただ、そればかりではなくて、いろいろな事業をする際に地元の方々のお考えであるとか、そういったものも聞く、または町民全体のお考えを聞くと、そういった場が当然必要かなというふうに思っておりますので、それについては特段何か別なことをやるということでなくて、これまで以上にそういった仕組みといいますか、そういったものを充実させていきたいというふうに思っております。

　常日ごろ感じているんですが、町で持っている情報ないし考え方、これをできるだけ町民の方々にわかっていただくために広報なりインターネットなりということ、手段を使っているんですが、どうもそれだけではうまく広がっていかない部分があると。それに対して何らかの手段といいますか、情報交換の手段というものがあるのではないかというふうに今感じているところなので、その辺も今後、検討を加えながら実現化に向けてやっていきたいなというふうに思っています。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　そのように、仮にそのときの町長であれば、町長、その４年間を託されたことだから、それは町長の思ったことをやれば、それでいいと思うんですね。

　それで、次に進みたいと思いますけれども、そして私、この決算議会でもちょっと発言の機

会がありまして、それで言ったんですけれども、これからはやっぱり人材教育なんですね。人だと思うんです。どんな形にしても人づくり、教育なんだと思うんです、私は。そういう中で、この次は私の提案として幼児教育から学校教育、これの充実を図っていただければいいなと思うんです。今、本当にグローバルな社会になりまして、今、日本が、留学生、東大に入っている留学生も、あんな優秀な大学でも本当に数が少ないと。そういう中で、それで入学時を９月に持っていくかなと、外国に合わせて。そのようなことが検討され、ちょっと断念した経緯があるわけですね。そういう中で、今後やっぱり世界にうっていく、活動する人間、松島からもやっぱり出してほしいなと。そういうことは教育から始まるわけですよ。そういう中で、やっぱり幼児教育から非常に大切なのかなと思っております。

それで、松島はやっぱり国際観光モデル地区の１つであり、外国人もいっぱい来るわけですよ。せめて英語ができる子供たち、今英語の先生は１人います。これをもっともっと拡充しまして、子供から、これ中学生になると変におじけづいたり、いろいろなことで外国人と話しできなくなるんですよ。私もそうなんですね。東北弁しか、松島弁しかしゃべれませんから。そういう中で、子供というのはそういう概念が一切ないんですね。かえって逆に寄っていくと。そうすると自分がわかっている英語、これをしゃべりたくなるんですね、子供であれば子供であるだけ。子供はそういう特殊能力を持っていますから、すぐに覚えるんです。私たちが覚えられないテレビでも、絵、音楽、子供、３歳、４歳でまず覚えます。字がわからないのに覚えるんです。そういうな中で、子供のうちにこういう教育をやっぱりしていくと、それが私は大切かなと思うんですね。そういう中で、やっぱりこの辺の幼児教育をちゃんとしていって松島を誇らしい松島にしていただければいいのかなと。

それから、スポーツ振興です、松島は。育英のグラウンド、フットボール、それもああやって松島町の施設になった。今度オリンピックが来る。宮城県がそのサッカー会場になる。恐らく、議会の控室の中でも議長とも話になったんですけれども、必ず松島がその練習場の１つになるのではないかと。それから国体も来る。インターハイですかね。そういうふうになると松島が競技場から非常に近いわけですよ。それから施設もあると。そういう中でやっぱり教育、スポーツの施設の充実を、これを図るということが非常に大切になるんでないかなと。こういうことになると若者が集まってくるんですよ、松島は。これは定住じゃなくても移動の人口になるかもしれません。しかし、スポーツのメッカの１つになるということになろうかなと思いますので、その辺のことはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　大橋町長。

○町長（大橋健男君）　教育長の範囲に入るかもしれませんけれども、私のほうから若干考え方を述べさせていただきたいと思います。

子供の英語教育、これもちょっと取り組んでいる部分があるんですが、現実、松島町の行政の業務の範囲ではなかなかできていないところもあるのかなというふうに思っておりまして、全体の予算の中でどのぐらいというふうな話にもなりますけれども、そういった中でも前向きに取り組んでいっているのかなというふうに思っておりますし、またスポーツの点でも、さまざまな活動をやっていただいている、やっていただいているのは民間のほうでやっていただいております。それに対して行政のほうでも支援しているというふうな流れがうまくいっているので、これからもっとそういったものが拡大していくというふうに私は感じております。

最初のやつ、子供の英語教育についてのつけ加えなんですが、先ごろアメリカ、チャペルヒルに行ってまいりましたけれども、あちらはノースカロライナ大という伝統的な大学がありまして、そことの何らかの形での提携とか、また子供たちとの交換留学とか、そういったものも考えられますので、現在のところ、まだ具体化している話ではありませんけれども、将来にそういった伸び代を想定をした上で、この前、出張してきたわけでございます。私のほうからは大体以上で、あとは教育長のほうからお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　通告にはないんですが、若干幼児教育で。教育長、答弁。

○教育長（小池　滿君）　大筋では、ただいま町長からお話があったとおりでありますけれども、現実の学校教育の枠内で英語を子供たちにどう根づかせていくかと。これはこれまでの反省も通して、もっともっと追求していかなくてはならない問題ではないかというふうにも考えております。あくまでも私どもは現場の状況に即した形で子供たちの英語普及を目指していきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　今まで、やっぱりこの町がどうやっていくかと。既成のずっと路線を走ったのでは特色あるまちというのはできないと思うんです、教育も何も。そういう中で１つ脱皮して、この範囲だったらできるということを研究していただきたい。そういうお願いをしまして、これの話は終わります。

それで、２番目に移ります。復興事業の推進についてということの質問であります。

町当局、職員の努力によりまして、今まで棚上げになっていた事業も、この復興事業で採択されたということが多くあるわけです。道路、港湾、下水、排水に関する施設、公共施設な

どで町単独では到底できなかった41事業、県、町、合わせ復興対象事業費、約113億4,000万円のうち交付された金は約89億2,100万円となっており、これも先ほど言いました事業年度、27年度というふうになるわけです。しかし、現在、資材不足、マンパワー不足、資材高騰などにより入札の不調など工事に支障を来しているのが現実かなと、こういうことも報道されております。このようなことが報道されますと、ますます復興事業がおくれてくるという心配を皆さん、お持ちになっているわけです。さっきも町長の話の中でもありました。そういうことで、どのように今後対処していくのかをちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　大橋町長。

○町長（大橋健男君）　復興事業が当初の予定どおり進まないということですが、私思うには、これだけの災害に対する復興事業でございますので、これまでと同じような枠組みの中での復興期間というのを国のほうで設定してしまったところがちょっと問題かなというふうに思っております。本来的にはもっとかかるところを、これまでの法律の枠内で最大限延ばして、そこまでしか行かなかったというあたりに遅れ、遅れと言われている問題があるのかなというふうに思っているわけでございます。そうした中で国の予算もついておりますので、あとは資材とか、そういった人員とか、こういった問題につきましては、恐らく日本全国、全国的なレベルで頑張っているのかなというふうには思っておりますが、なお被災者の方々もいらっしゃいますし、また町の状況としても、いつまでも震災を引きずったままというのは望ましくないわけですので、その中で努力していきたいというふうには思っております。

なお、詳細について建設課長から答弁させます。

○議長（櫻井公一君）　中西建設課長。

○建設課長（中西　傅君）　今町長が述べましたように、町からも要望を出しておりまして、国・県もそういった形で一応対応しているというところが現状と。ただ、それが一応なかなか進まないということでございます。コンクリートにつきましては、例えばプラントとかそういうのは、もう宮城県でも何カ所か増設するという話が決まっておりますので、そういった形で幾らかでも進んでいくだろうなというふうに思っております。今現状を見ますと、舗装とか、ある程度舗装業者につきましては、もう県外から皆入っていますし、ある程度進んでいくというのが今の現状というところでございます。

松島町が特に抱えている部分といたしましては漁港ですね。３月に一応発注しましたけれども、応札が１者ということで、価格も大分違ったということがありまして、なかなか発注できていないということが現実でございます。同じように県の磯崎漁港も昨年から一応３回ほ

どやっているんですけれども、応札者がまだいないということで、今また公告中だということがございます。

いろいろな形で海に関連する部分については海洋土木みたいな形での特殊部分がございまして、あちこちでも発注されてとっているということがございますので、これはちょっとおくれるかなという感じが現実的には思っているところでございます。町といたしましては、例えば工事発注規模、ロットといいますけれども、事業費を大きくして業者が入りやすくすると。例えば２カ所とか３カ所を一緒にしながら、一応大きい事業費で発注していただければ監督者なり現場代理人が１人で済むということがありますので、そういった形で県からも一応指導を受けていまして、そういった形での検討をしているということで、準備もそんな形でやっていこうというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　これは、今おくれているのは別に松島ばかりじゃない。もっともっとひどい被害を受けたところはたくさんあるわけです。松島は幸いにもこういう自然の地理的条件により本当に恵まれた町であり、こうやって復興事業もたくさん入ってきているということ、本当にその中でこうやって努力しているのはわかります。そして、今度、オリンピックが決定したと。報道やなんかでますますおくれるんじゃないかと。資材高騰、マンパワー、今度は７年後に向けて東京にもっともっと集中するんでないかというようなことがよくテレビで、討論でされます。しかし、片一方でこう言う人がいました。全世界から人が来ると。この間にこの復興をやっぱりやっていかないと世界に何だと、日本はと。原子力の問題もある。復興の問題もある。さすが日本だなと思わせるような、そういう施策を、これ逆にとるんでないかというようなことを言う人もいます。しかし、そのようになってほしいんですけれども、それは予算の限りがあるということであります。そういう中で、この間、松島町には復興副大臣がお見えになったとお聞きしましたけれども、その中で町長、副大臣とはどのようなお話をなさったわけでございますか。

○議長（櫻井公一君）　答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　大臣が来ました。（「あっ、大臣、失礼しました」の声あり）大臣が来たのは、現場の、全体をという感じでした。大臣と話したのは、松島の復興状況を説明して若干の意見交換をしたということなんですけれども、時間がなかなかなくて、こちらの資料説明を倍のスピードで早口で説明して、そしてあとは何かありませんかって１分間だけだったんですよ。だから、ただ復興大臣の心づもりとしては、やはり自分で現場を全てシラミ潰し

に見て、その状況を把握する必要があるというふうな判断だったように聞きます。若干雑談でそういった話もしましたけれども、そういった中で放射光の話もぽろっとはしたんですが、余り話しする時間はなかったんですけれども、大臣としてこちらの状況を見た、そして私も町の代表として雑談も含めてお話をしたというようなことでございます。

○議長（櫻井公一君）　なお、副大臣もおられました。

色川議員。（「失礼しました」の声あり）

○10番（色川晴夫君）　大体今言われたように、どこに行ってもそんな時間みたいなんですね。時間とれないと。ですから、やっぱり皆さん、本当に中ではもやもやして、さっぱり言えなかったと、わかってくれたのかという疑心暗鬼になるのが、恐らくそうかなと思うんですね。そういう中でも粘り強くお願いをしたいと思います。

そして、今度、おくれていると。27年度までできないと。予算は入ってきていると。当然できなければ予算は繰り越しになるわけですね。事故繰越まで大体わかると。翌年度、繰り越しの後は事故繰と。それでもできなかったと。今、これで国が、県が、県が村井知事もこれで問題、心配しているわけですよね。それまでも恐らくできないかもしれないと。そうする場合、事故繰越ということはあるわけですか。そういう予算づけというのはどうなっているんでしょうかね。

○議長（櫻井公一君）　大橋町長。

○町長（大橋健男君）　それは普通はないんですけれども、ただ、今の状況から考えて、それをなしにした場合に復興事業が立ち行かなくなるのは目に見えて明らかなものですから、国のほうの措置として何らかの工夫を当然してくるだろうというふうに判断しております。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　事故繰越の繰り越しというのはなくて法改正しなければいけないと。そういうことになると思いますけれども、そういう働きかけ、もちろん関連した被災者、県知事、それから各市町村の首長さん、議会含めて、こういうことは強力に国に訴えていかなければならないかなと思いますので、その辺、なお一層取り組んでいってほしいと思います。

それでは、文化振興についての質問であります。

この復興事業で長年の懸案でありました中央公民館の改修がもう終わり、今月オープンのイベントとしての、それから音楽祭などの文化事業に取り組まれる予定であります。私たちもこの間、見させていただきました。ようやっとここまで来たなと、そういうふうな思いであります。そういう中で、このような文化振興でございますから、いろいろな文化が考えられ

るかなと思うんですけれども、今後どのような文化事業、こういう能とかなんかというのは難しいと思うんですけれども、どのようなお考えがありますでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君）　それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず初めに、前々から議会のほうにもお示ししてきております野村　萬さんが会長を務めている芸団協、芸団協さんのほうが、とにかく３年ぐらい一緒にやろうじゃないかということで言ってくださっております。そういった流れで、とにかく芸団協さんのご指導もいただきながらお話し合いをさせていただいて、今回のような事業についてはこれからがスタートだと思っていますので、継続していきながら住民の皆さんにさらなる芸術文化を、親しみやすい場を提供していきたいなというふうに思っております。しかしながら、やはり町民の皆さんが使いづらい大ホールではうまくないと思いますので、その辺も公民館事業とも並行させていきながら、そういったさらなるレベルアップを続けていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　この能を、野村　萬さんを中心とした芸団協が３年ぐらい、ことしスタートして継続してやっていくと、これはすごくありがたい話かなと思っているわけです。今回、あのような立派な施設ができたので、いろいろなイベントが中央公民館で展開されると思うんですけれども、今回、このように中央公民館も含めて、決算審議で、答弁の中で文化振興プロジェクト、３回開催されましたという答弁があったんですね。こういう中で、これからやっぱり歴史と文化と創造という、こういう基本構想の理念の中で進まれているわけでありますから、今後やっぱりもっともっと文化、そういう水準を高くするためには文化振興計画なるものを考えていくべきではないのかなと、文化振興計画。行き当たりばったりじゃなくて、今後このような方向性に持っていくと、そのようなことを明記する、こういうものが必要なんじゃないかなと思うんですけれども、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君）　これらの件につきましては、教育振興基本計画の中にしっかりと文化振興に関しましても、どういう方向づけで教育委員会がこれから向こう10年間取り組んでいくかというスタンスについては記載はしております。ただ、こういった文化振興というものは、議員さんもご存知だと思いますけれども、相手があることですから、ハード面的な計画というのはなかなか立てづらいものですけれども、教育委員会として今後10年後にどうい

った方向に持っていきたいんだということは振興計画に基づいて毎年予算を作成していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければなというふうに思います。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　そうでしょうね。相手があることだと。松島ばかり考えてやりたくてもしようない部分があるかなと思うんですね。その中で、この文化の１つとして私は去年、アート・フル・松島の復活を上げました。本当に何回も質問して、この間の質問では、町長答弁は、震災のある程度の目安がついたら、その部分で再開を考えたいという中で中央公民館がオープンになると。そして、ことしは今まで受賞した絵を展示していきますよというふうなご答弁、それは春の施政方針の中に入ったかなと思うんですね。いつやられる予定でしょうかね。

○議長（櫻井公一君）　亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井　純君）　アート・フルの回顧展の話だと思うんですが、来年の１月18日から９日間の予定でございます。（「１月……」の声あり）１月18日、土曜日だったと思います。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　そういうことで本当にありがとうございます。これを手始めに、やっぱりこの復興を機に、またこの絵画展をやっていただければなと。これは予算もかかることです。ですから、この辺で、平成27年度は無理かもしれませんけれども、28年度から、29年度あたりから、そういうことを明記できれば、このぐらいに持って進みたいということの思いがあれば、町長、お考えはありますでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　大橋町長。

○町長（大橋健男君）　これ、復活する方針は立てておりますので、その中で具体にどういうふうにしていくかについては今後検討していくのかなと思います。予算的なところを考えれば、毎年開催ということではなくて、例えばビエンナーレ、トリエンナーレというふうな２年置き、３年置きというふうな方法もございますので、そういったものを考えていくということでございます。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　ありがとうございます。２年置きでもやっていくということが非常にいいことだと思うので。それから、今回、一連の、何ですか、今度やるやつで、言えないんです、その中の１つのイベントの中で定禅寺のジャズフェスティバルをやると。松島で２回計

画されていると。非常にいいことだなと。松島にジャズかという思いの人はいるかもしれません。ああいう人というのは発表の場を求めているんですよ、本当に。やっぱり仙台と松島でやれると。これを松島で、仙台が終わったら松島で、これを慣例化するということが私、非常にいいのかなと。松島は海沿いに公園もありますし、場所もあると。そういう中で今回も計画された１つだと思うので、これ、そういう人たちと共催、その委員会と松島町の共催、そうでなかったらその人たちが来るというようなやり方、いっぱいあるかなと思うので、もしこれ、ことしの皆さんの反応を見て、そして反応がよければ、合致すれば、これ町長のほうから、観光協会の会長でもよろしいですね、町長のほうがいいでしょうね。やっぱり今後とも進めていってほしいなという思いの中で、これは提案なので考えていただければと思います。

それから、最後の各種産業の振興についてということの質問であります。

○議長（櫻井公一君）　それでは、ここで議員の了解を得れば若干休憩を挟みたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい、わかりました」の声あり）

それでは、ここで休憩をとります。

再開を11時15分といたします。

午前１１時０１分　　休　憩

午前１１時１５分　　再　開

○議長（櫻井公一君）　一般質問を再開いたします。色川議員。

○10番（色川晴夫君）　それでは、各産業の振興についてということについて質問をいたします。

決算審議の中でもいろいろお話が出ました。予算もそうです。やっぱり松島のこの町の産業、これを私たちの生活、いろいろなもので支えている。生活の糧も全部ここから生み出されているわけであります。その中、決算の審査の中で生産高、松島町の生産高、何ぼやと。それから、人口の、各分野、人口の、幾らぐらいの、こういう統計が出ていないということがあるわけであります。そういう中で、ちょっと課長にもお願いしていた経緯がありますので、その分野、人口分野。それから、正確には出ないと思うんですけれども、松島の生産高、これ１、２、３次産業までどのぐらいなのか、それをちょっと、もしわかれば示していただければと。

○議長（櫻井公一君）　答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　企画調整課長から答弁させます。

○議長（櫻井公一君）　亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井　純君）　私のほうから申し上げます。

一番新しい市町村内総生産の統計データというのが22年度になっております。さかのぼりまして10年間の平均値で申し上げます。平成13年から22年までの平均値ということで捉えていただければありがたいと思います。

１次産業ですが、９億2,500万円でございます。（「ちょっとゆっくり」の声あり）９億2,500万円でございます。２次産業です。228億1,400万円です。３次産業です。336億100万円です。合計しまして、573億4,000万円でございます。これが１次産業から３次産業までの生産量ということでございます。

人口につきましては、産業観光課長のほうから申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君）　それでは、第１次産業の農家のほうの従事者数ということでお話をさせていただきたいと思います。成果説明書のほうにも載せさせていただいておりますけれども、販売農家とされる農家数が376戸となっております。そのうち専業農家が39戸、兼業農家が337戸となっております。

また、漁業に従事している方につきましては、平成24年度で53経営体という形で、震災前から比べると若干少なくなってきているところであります。

また、商工業という形でご質問いただいておりましたけれども、こちらは商工会の加盟いただいている団体数でちょっとお答えをさせていただきたいと思いますけれども、24年度末で商工会の加盟が359となっておりました。その359の中で役員、専従者、それから一般従業員を含めた数といたしまして2,419名となっております。あと、観光協会に関しましては商工会とダブっている部分もありますので、観光協会の会員数の推移ですけれども、こちらに関しまして24年度末で160の加盟数となっております。23年度も同様の160の加盟となっておりました。以上です。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　このように全体の生産額が593億4,000万円と。それから、農業人口、漁業、商業、観光と本当にありがとうございました。こういう統計、やっぱり成果表にも載せていただくと、資料として載せていってほしいなと思うんですよ。統計調査、やっぱり何年に１回やっているわけですから、その部分で出していただければ、我が町はどんなもんかというふうなことがやっぱりわかると思うんですね。こう見ると、やっぱり問題は、皆大切な

分野なんですね。今、本当に農業問題、専門家がいる前で大変恐縮なんですけれども、やっぱり問題は観光も商業も皆同じ、高齢化によって担い手、だれがその産業を継ぐのかと、その家の産業を継ぐのかということが今、一大問題になっているわけですよ。やっぱりもうからなければだめなんですね。観光だって何ぼよくても、もうからない仕事はつかないんですよ、子供たち。そういう中でやっぱり漁業、農業も皆同じなんですね。

その中で幸い松島は今、地産地消、いろいろな分野で取り組まれ、一生懸命取り組まれております。その中で松島町の１次産品、農産物、漁業が学校給食初め、カボチャも松島のホテルで使われ始めたと。お酒も「いやすこ」という商品が出た。環境保全米、これも出た。そして、やっぱり宮城県はササニシキだべというようなことでササニシキ、そういうことを植えつけしているという中で一生懸命皆さん頑張っているわけでありますね。

しかしながら、本当に将来心配なのは、この後継者問題なんですね。松島海岸地区においては、漁業はもう本当に数人なんですよ。手樽もそうだと思うんですね。磯崎は幸いにして若い人たちが今、高橋議員もいらっしゃいますけれども、その中で磯崎はあと20年ぐらいは大丈夫かなと思うんですけれども。海岸に至っては本当に10年です、あと。それで、松島の漁業が本当に言えるのかと。農業もしかりです。そういう中で今後、もうかる漁業、農業、このような本当に専門家がいる前で大変供恐縮なんですけれども、どのような取り組みをやっぱり本当にするかと。これは国の政策に非常にかかわりのある問題なので、やっぱり観光との連携がますます必要なんですけれども、その辺の含みを込めて町長、担当でもいいですから、町長のほうがいいですね。お話をいただければと思います。

○議長（櫻井公一君）　ちょっと待ってください。今の生産高、590じゃなくて570です。（「失礼しました。573億円」の声あり）

では、答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　１次産業に限ってというお話でしょうか。（「そうですね、１次産業です」の声あり）後継者問題、極めて大きな問題で、それに対して、国としても、県としてもいろいろな施策は考えているところですけれども、私、町の町長として思うことですけれども、松島はおっしゃるように観光という一大産業がありますので、観光と結びついた１次産業のありようが１つあると。ですから、地産地消の話もそうですけれども、それに対して町としても強力に支援していくというのが１つあろうかなというふうに思います。

それともう一つは、１次産品、１次生産物を加工して、それを松島ブランドといいますか、幾つかありますけれども、そういったものに育て上げていくと。生産規模が小さいという大

きな課題が松島町としてはあるわけなんですけれども、そういう中でも新たにそれを創造していくというふうな、例えば松島トマトのような、そういった形も考えられるというふうに思いますし、これは農業関係者、漁業関係者などとも雑談的なところで話はしているんですが、そういった２次産業に結びつくような、そういった商品開発なり、それの販売ルートの確保、そういったものをこれから松島町の１次産業に対する課題として考えていきたいなというふうには思っております。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　まさにそうだと思うんです。ですから、私は２つ目の問題で、質問の中で６次産業まで目指すべきだろうという質問を用意したんですけれども、今まさに町長が言われるようなことなんですよ。ただ、そこまでいくのには、やっぱり農業だけ、その産業だけの経済状態もある。非常に難しいわけですよ。復興特区の話の中で、あそこの下水の処理のすぐ近く、あそこの部分を復興特区の１つにすると、本線沿いですね。そこには、ちょっと視察に行ったとき、食品加工のそういう産業を誘致するという話も聞いた。そういう話がありながら、まだ進んでいないということがあるわけですね。ですから、やはり人、人によっては非常に料理のおいしい方がいらっしゃるんですね。だから、そういう一人一人の味つけが、そこが工業製品になるかと。流通マーケットに乗れるかと。そういうことまで目指さなければならないと思うんですよね。そういうことを含めての、こういう６次産業を目指さなければならないということになって、箱物をじゃどうしていくかということは、やはり行政が指導的立場に立っていかなければならない。何でもかんでも補助かということになろうかなと思いますけれども、やっぱりそういう、本当にどんどん後継者の育成のことを考えれば、そういう施策が非常に大切になってくると思うんですね。そういう意味で、やっぱりその意気込み、そういうことを積極的に応援していくと。そこまで考えてやりますから頑張ってくださいというような意気込みはありますでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　震災対策、それから震災復興、ある程度めどがついたら、次は２次産業の充実だというふうに考えております。これは宮城県、村井知事なんかが言って成功したという評価、あると思いますけれども、町が継続する町であるためには、そこで生産をしていくと。それは１次産業だけでは限界があって、今の社会の人々のニーズが工業製品といいますか、２次産業の製品を求めているという流れがあるわけですね。だから、そこのところを見据えたときに、松島町として２次産業をどうやって充実していくのかというのが実は大き

な課題になってくるのではないかなというふうに思っております。

で、企業誘致の話も今進めているところですけれども、それだけでなくて、地場で松島の方がそういう２次産業を盛り上げていくというか、自分でつくっていくような仕組みと、それが何か必要なのではないかなというふうに思っているんですね。それは今おっしゃるようにハードを公共が整備したからオーケーというわけではなくて、実は人の問題ですよね。人が一体どういうことをやっていただけるのか、どういうアイデアを持って、そしてどういう情報を得てそういう産業を立ち上げていくのかというのが一番のポイントだというふうに思っております。そして、実は、今役場の体制の中で一番弱いのがそこのところかなというふうに思っています。これは本当に次の課題として、松島を継続させる町にするための大きな課題だというふうに考えております。ただ、検討に時間がかかるとか、あと今、震災復興でやっておりますので、そこのところをやりつつも企業誘致などはやっているわけすが、そこのところを役場の中でも、それから外でも意識を皆さん方に持っていただいて、さあやっていこうというふうなことをしかけていくべきだと、いきたいなというふうには思っています。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　それも、町長の話は、その方法論としてはいいと思うんです。こういう話は、携わっている人たちとやっぱり真剣になってこの議論をしようと。お茶飲みじゃなくて、いろいろな、どこかの会合で立ち話じゃなくて、こういうのをやっぱり話し合ってほしいんですよね、町長みずから、こうだ、ああだと。そういうことをぜひ私は期待したい、そう思っております。今度の２年後の計画の中にもそういうことを強く訴えていってもらいたいなと思っております。

それと、やはり何といっても観光の話になって、この産業化、花火大会の復活、これをどのように考えているのか。ことしも多くの方に聞かれました。松島花火、いつすんのっしゃ。海の盆、一生懸命やっております。あれをなくして花火大会ということじゃなくて、あわせながらのそういうものをやっぱり待ち望んでいるんですよ、松島の花火というのは。そのぐらい松島というのが期待されている町なんですね。いろいろな諸条件あると思うんですよ。震災の護岸工事のこと、護岸が危ない、そういうこと。でも、ほかの状況はいっぱい、同じところがいっぱいあるわけです。ただ、松島の場合は国道から岸壁までは狭いものですから、その辺で安全性が保たれない、それから予算、寄附が集まらない、そういうこともあると思うんです。しかしながら、これは町長だと思うんですよ。やれと。少ないながらも金を出すと。少ないながらもって、予算が少ないながらも。松島、これだけ、今500万円ですね、出す

からと、やれというようなことになれば松島が元気づくと思うんです。ホテルのための花火大会ではいけないと思うんです、私は。ホテルを、お盆、お客さんいっぱいだから、ホテル、その時間はやめてけさいん、そういうことをよく聞くんですよ。これはもともとのことをずっと考えると、お施餓鬼、この時期にお客さんはお盆だから、そのときしましょうという話がもう30年前、40年前からなんです。ホテルが景気よくなってきたからそういうふうになるわけです。原点を考えてやってくれるということの思いなので、町長はどのようにこの花火大会のことを考えておりますでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　大橋町長。

○町長（大橋健男君）　私は不思議なんですよ。何で花火大会、花火大会って皆さんおっしゃるんでしょう。海の盆で花火も組み入れてやっています。これから海の盆が発展していく中で花火についての比重が大きくなっていくと私は思うんですね。それが海の盆の方々のお話を聞くと、地元の方々のための地元のイベントといいますか、そういうことで心がけていますよということですから、それはそれで大変結構なことなのではないかなというふうに思っています。それでなくて、前のような人をいっぱい集める花火大会がいいというふうにおっしゃるのであれば、それはいかがなものかと。私はこっちがいい、あっちがいいと言っているわけではないです。今、海の盆を熱心に取り組んでいらっしゃる若い方々が、こういった形でやりたいということでおやりになっているんですから、それはそれとしてやはり温かく見つめ、かつ支援をしていくということで、まずはよろしいんじゃないかというふうに私は思っております。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　私は海の盆を決して否定するものじゃないですよ。やりながらと私は言いました。そういうことを含めながら花火大会の充実を図っていただきたいと。確かに花火は上がっています。上がっていますよ。あっ、ことしも、去年も、おう、結構上がっているなと、そういう思いで私は見させていただきました。しかし、松島のお盆にいっぱいお客さんにおいでいただくと。そういうことで海の盆をその中のイベントの１つの中に組み入れながらそのような盛大なる花火大会で、金かかりますよ、もちろん。でも、そういうことで考えていただければありがたいと。これはすぐには結論が出ないかもしれませんけれども、やはりこの２、３年の間で、復興が終わった時点でもいいです、それを復活しようという機運を私たちも盛り上げていかなければならないなと思っているんです。そういう中の中で海の盆は決して否定するものじゃありません。そのプログラムの１つの中で花火大会をしていた

だきたいと、そういう要望です。

そして、最後、こうやって６年、町長は経過しました、町長になって。現時点でのまちづくり、いろいろなことを今聞きましたけれども、最後にまちづくりはどのように思っていますか、ということは何でしょうかということで終わります。

○議長（櫻井公一君）　大橋町長。

○町長（大橋健男君）　大変難しい質問といいますか、範囲が広過ぎると思いますが、「住み続ける町、松島」です。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　そういうことを含めまして、もし、またこういう登壇する機会がありましたら、こういうことでまた質問をさせていただきたいなと思います。

次に、特別警報についての質問をさせていただきたいと思います。

気象庁は、８月30日、注意報、警報の上に新しく特別警報の運用を始めました。皆さん、ご承知だと思います。2011年、平成23年９月、紀伊半島、大きな被害を受け、相当な死者含め、行方不明を出したわけであります。台風12号。そして、昨年７月、九州北部豪雨を教訓として、重大な災害が迫っていることを知らせ、直ちに避難するか、屋内で身を守る行動をとるよう呼びかける、そのようなことを踏まえながら特別警報というのを出されております。これは新聞に書いてありました。そして、ことしの夏、８月９日は秋田、岩手、両県での、そして大雨、雫石、１時間に77.5ミリ、非常に雨が降り、そのとき気象庁から今までに聞いたことのない、今までに経験したことのない大雨、本当に私も初めてこういうのを聞いたわけです。ああ、そういう警報もあるなと。そして、山口、島根においても50ミリ、100ミリを超し、川の氾濫、そして土砂災害と、まさに津波、あれを見ているような状況でありました。そして、この９月の16日、東海地方に上陸した台風18号は関東、甲信から宮城沖に抜けたと。上陸前より京都、滋賀、福井など広範囲にわたって大雨となり、初めて大雨特別警報を発表。この台風により死者４名、行方不明17名、近畿中心に約50万人が避難指示が出されたと。そして、青森、秋田、岩手の３県で約３万5,000名、これも避難指示だと、避難だと。すごい今回の台風18号であったと。そして、この通過地点であった石巻も突風にあおられまして、このごろ本当に竜巻、いろいろなところで発生し、このような異常気象があるわけであります。

じゃ、松島町はどうだと。15日、あの台風が来る前の日ですね。１時ごろ、物すごい雨と風で本当に円通院の池、氾濫しまして漏れたんですよ。それで、私の家、どうだって電話をかけたら、裏の側溝、漏れていると。すぐ行きまして、すぐ小石浜とか間坂のほうにも行きま

した。危なかったです。でも、満潮を過ぎたということもありまして、満潮に遭わなかったということもありまして、でも大分満潮に近かった。あの干満の差がなかったもので、かなりすれすれの状況にあったということで。この台風は一昨年の台風に非常に似たコースをとったものですから職員の方も非常に心配していたと思うんですよ。何しろ京都が、桂川があれだけの氾濫を見せられ、そのまま松島に来たら大変なことになるということで、議長なんか朝から本当に役所のほうに詰めていて、いや、本当にご苦労さんなことだなと思いました。

そういう中で、天気予報、幾ら気象庁でも局地的大雨とかなんかは非常に難しいということなんですけれども、でも、今、ウエブサイトとかなんかで進路が全部わかります。それで、大雨の情報も、雨の情報も大体わかるわけなんですね。そういうことで早目、早目の対応が今できるようになっていると、昔と違って。そういうことを踏まえて、ちょっと伺います。

今回の特別警報の発表基準、これはどのようなものなのか。そして、発令はどのような手順なのか。そして、そのとき松島町はどのような対応をするのか。この３つをまずお聞きします。

○議長（櫻井公一君）　大橋町長。

○町長（大橋健男君）　特別警報は、気象庁が予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こり得るおそれが著しく大きい場合に発表されるということでございます。

警報の伝達の流れにつきましては、気象庁が各マスコミ等を通じて住民に伝達すると同時に、都道府県から連絡を受けた市町村が住民へ周知することとなっております。松島町も特別警報には迅速に対応してまいりたいと考えておりますが、詳細は危機管理監から申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君）　私のほうから特別警報の発令基準を申し上げますと、３時間雨量と48時間雨量の短期、長時間と、それらを見きわめての降雨量、それから判断して出す場合、特別警報が発令されております。

その伝達方法でございますが、気象庁がマスコミを通じまして一般住民に知らせるとともに県へ周知します。県から町に流れてきまして、町でも防災無線、あとメールシステム、あと消防団による広報等によりまして住民に周知していくという形になります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　そこまでは手順はわかりました。じゃ、雨量、３時間の雨量はどのぐらい、その目安ね。48時間の総雨量、だいたいどのくらいの目安でもってそういう、気象庁が

発令するということなんですけれども、問題はそこの町ですよね。それから周辺の、どのぐらい降っているか、川の氾濫というのはそこばっかりじゃないから。上流部分でどのぐらい雨が降ったか、そういうことも換算しながらの発令かなと思うんですけれども、その目安となる量というのはどのぐらいなんですか。

○議長（櫻井公一君）　阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君）　あくまでもその地域によって雨量は当然異なりますから、あと例えば48時間の総雨量で幾ら、あと短時間の雨量で幾らとかということで、一概に基準という形で松島町が幾ら、何ミリ降ったらという形での基準はございません。ただ、あと過去の雨量を見まして、あと数十年に一度の被害規模が起こると予想される場合に発令されております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　そのときになってみないとわからない状況はわかる。最初は気象庁のレーダー、専門家によるレーダー、そいつでもってここは必ず危ないというふうに、それに大体従う、町の状況も県に報告する、そういう総合的な判断の中で決められると思うんです。これがやっぱり発令になった場合、やっぱり迅速な、的確な判断が非常に大切なんですね。じゃどこに逃げるのやと。この中では、みずからの命、これ「直ちに命を守る行動をとってください」と、物すごいおっかない文章なんですね、発令のとき。直ちに命を守ると。どうやってだと。このようなことがあるので、その辺の、これこうなったら本当に人ごとでなくなるわけなので、たまたま今回、松島町がそういうことでなかったからよかったんですけれども、そういうときの的確な指示というものですね。15号台風のときも非常におそかったんですよね、指示が。だから水がここまで来ていても全然対応ならなかったということだったんでしょう。そういうことを含めて、やはり特別警報が発令になったとなれば、やっぱり担当者は、もう全職員総出でその危険、大体危険なところというのは、もう今までに何回も水が来ているからわかると思うんですよ。そういうところに優先的に職員を配置し、住民の安全を守るという行動をとっていかなければならないと思いますけれども、その辺のを、また改めてお聞きします、どのように。

○議長（櫻井公一君）　阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君）　特別警報も一気に特別警報というわけではございません。段階を踏んで発令されますので、一応町のほうでも雨量の予想は立てております。そして、今回の15日におきましても１時から２時まで、時間雨量にして40ミリということで、本当に数十年に

一度規模のレベルの雨が降りました。ただ、うちらほうの気象支援情報システムによりますと、夕方からは上がるという形でも見ておりましたので、それら予想を見ながら、あと時間雨量、それらを考慮しながら、あと避難勧告等の発令基準に備えたいということで警戒配備はしておりました。また、あと危険個所につきましても、水道事業所と綿密に連絡をとりまして、そちら、小石浜、磯崎地区等が大分心配されますので、職員を張りつけながら対応していたところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　そのように対応を、迅速な対応をひとつよろしくお願いします。

で、今回の一般質問においてこの雨、大雨に関する質問が４人、私を含めて４人ですね。非常にやっぱり関心が高いんですよ、この台風が来たものだから。それから、この８月で大雨降ったりなんか。そういうことで、今野議員、それから後藤さん、小石浜、蛇ケ崎の質問をされましたので、ちょっと関連、申しわけないんですけれども。

まず最初、きのうの後藤議員の質問に対して、私が６月議会で提案しました河川観測警報装置、今月取り組みますと。本当に予期しない、こんなに速い行動をとっていただいたということに厚く感謝申し上げます。本当にありがとうございます。町長、ありがとうございます。これで、でも観測装置をつけても、それは警報が鳴るだけで、川は漏れるかもしれない。しかし、それが日中だったら目視できるからいいんですよ。真夜中です。きょうの夜中の地震みたいに、どぼーんと突然大雨が降って目視できない。そのとき、もう目が覚めたら家まで来ていたと。そういう状況の中であらかじめ警報装置が鳴れば、そして防災無線が皆さんの危機を、避難してくださいと、そういう１つの目安になるということで、本当にありがたく、感謝申し上げます。

そういう中で、この警報装置とか、これ担当の人に申し上げたいんですけれども、どこに設置するか。それから、どのような機械なのか。もし設置する場合、地元の住民と協議をしてほしいと、そういうお願いをいたしますけれども、どのようなお考えになりますでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　中西建設課長。

○建設課長（中西　傅君）　今は、集会所ありますね、集会所のところの脇の川のほうが一番見やすいと、全体から見える部分ということがありまして、その辺に一応設置したいということで考えております。あと、住民に対しても一応周知をしたいということで、チラシ等でこういった形でという形で、ランプがつくのと、あとブザーが鳴るのと、ただ雨のときは聞こえない部分もありますので、夜ですと回れば、ある程度わかる人もいますので、それで一応

連絡をとり合いながら進めたいというようなことで、今現在、一応そこまでということで考えております。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　その場所の設置なんですけれども、あそこの集会所のところでは、やっぱり人家が離れているという部分があると。だから、住民との意見を調整してくださいと。あとそこでいいと言う人と、だめだと言う人がいると思うんですよ。聞こえないよと。だから、これはお約束をしていただきたい。住民との話し合いをちゃんとしていただきたい。そして、納得した場所に設置をしていただきたい。せっかくつくるんです。よろしくお願いしたいと思います。

それから、きのう、やっぱり今野議員がおっしゃいました間坂ですね、蛇ケ崎。あれの排水機、能力が小さい。そういうことで、きのうの水道所長の答弁の中に、今度は小梨屋のポンプが10倍の能力になると。その一部を、間坂の地区、あっちの排水の一部を小梨屋に持ってきたいと、そういう答弁がありました。これも本当にありがたい。大雨が降った場合は今の消防署の隣のあのポンプでは、とってもじゃないけれども、はけないです。そういう中で、この２週間の間に２回、大雨、ちょっとした雨が降りました。もう私、住民の人に、寝ていられないから、あんた、見てみろと、一晩寝てみろと、寝ていられないぞと、おっかないぞというご意見でした。そういう中で、あのときもやっぱり行ってみました。これ北向、昔の北向の食堂のあの辺はもう、あそこは地盤が低いものですから、もうすれすれです。でも、ポンプの清掃、ごみ拾い、職員２人ですか、一生懸命やっていただきました。やっていて、ごみ、あそこ詰まるから、それでごみ拾いをしながらポンプの循環をよくすると、はけをよくするという行動をとっていただいた。ありがたいなという中で私、見ていました。

そういうことで、もう一つ、今度町長がきのう、あそこの側溝、やっぱり環境整備しなければいけない、草がぼうぼうだから、あそこのところをきれいにしなければいけない、これも本当にありがたい。そういう答弁でありました。

そして、もう一つ、あそこ、松島産業、本線の裏の側溝がずっと松島産業と鳥海自動車さんの間を流れて来るわけですよ。あそこもこの間、非常にたぷたぷだったんです。そして、いかにも環境整備が悪いんですね、あの辺は。もう地盤沈下にもなって、ちょっと、もう少し雨が降ったら、あそこは氾濫する危険性が高いんですね。そういうことも含めて、あの辺、やっぱり環境整備をしながら、ちょっとブロック、コンクリートブロックかなんかの、水が漏れないような施策をしていってほしいなと。復興交付金の中でできるかどうかはわかりま

せんけれども、そのようなことをお願い申し上げて、ちくっともう時間ないと思いますので。

それから、北向の町道の部分、もうすれすれです。あそこの地盤沈下がある。土台をかさ上げするということも１つ。それから、幾らかさ上げしても、あそこは最危険地域なんですね、漏れると。ですから、あそこの川を改修する場合は、仮にですよ、１メーターでもブロック、塀をあの辺にずっと回していただければ漏れないのかなと。そのような対策も考えていただきたい。そして、調整池、できればあそこに調整池をつくってほしい。住民の人に言われました、調整池があれば幾らかいいのなと。ただ、調整池をつくるにしても、今度ＪＲがあそこに乗り入れするので、なかなか難しい話かなと思いますけれども、その辺、ちょっと、ざっと言いましたんですけれども、総合的にどのようなお考えか、お示しください。

○議長（櫻井公一君）　大橋町長。

○町長（大橋健男君）　今、お話のあったようなことも含めて、水に心配がないような方策をこれから検討し、かつ実現していきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　よろしくお願いします。このことは、また質問の機会があれば、これを質問させていただきたいと思います。

あとは、いろいろ、時間ないんでしょうは。これで終わります。もっとあるんですけれども、これで、もう中途半端になりますから。今、こうやって提案させていただいた部分、前向きにご答弁もありました。そういうことを含めて今後ともよろしくお願いをしたいと思います。これで終わります。

○議長（櫻井公一君）　10番色川春夫議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。

なお、今傍聴の方もおられますので、きょうの議事運びをちょっとお話し申し上げます。

再開は２時を予定しております。実は、１時から松島中学校におきまして、防災マップがつくられたということでの制作発表がきょうありますので、議員全員、そちらのほうに出席し、発表を聞いて、また本会議再開ということにしておりますので、本会議の再開は午後２時ということになりますので、よろしくお願いをします。

それでは、昼食休憩に入ります。

午前１１時５５分　　休　憩

午後　２時００分　　再　開

○議長（櫻井公一君）　会議を再開いたします。

先ほどは、松島中学校、大変ご苦労さまでございました。

それでは、一般質問を再開いたします。

17番阿部幸夫議員、登壇願います。

〔17番　阿部幸夫君　登壇〕

○17番（阿部幸夫君）　17番、阿部でございます。今定例会、最後でございますので、今見ました中学生に負けないように精いっぱい頑張りたいと思いますし、また我々自身が方言、多少ありますので、その辺はご理解願って、私にわかるような答弁でお願いしたいなと思っております。

２点についてお伺いしたいと思います。

まず第１点は、防犯指導隊の改善に向けて。

現在、防犯指導隊活動は、県、町、塩釜署、学校、地域と幅広く活動をし、地域の安全は地域が守るという高い志を持って犯罪の防止を図るとともに、民生の安定に寄与しながらやっているところでございます。

まず１番目、確認事項なんですが、平成24年度決算の成果説明書の中にもありますね。その中身的には、現在防犯指導隊の隊員数は５団体でよいのか。また、防犯指導隊の補助金の交付要綱が平成17年、告示第163号でその辺もよいのか。また、塩釜地区防犯協会連合会の資料には松島町防犯協会結成日は昭和30年３月10日と記載されているのか、確認の意味も含めて答弁を願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　大橋町長。

○町長（大橋健男君）　危機管理監より答弁させます。

○議長（櫻井公一君）　阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君）　松島地区の防犯指導隊は５団体ということで、松島、磯崎、手樽、北部、初原の５団体でございます。そして、あと交付要綱につきましても、議員申し上げました平成17年の告示で、それを使って運用してございます。（「あと結成時は、昭和……」の声あり）結成時も昭和32年ですか、そちらに交付になっています。（「32年、はい。30年ですか、32年ですか。30年３月10日でよろしいですね」の声あり）はい。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君）　阿部議員。

○17番（阿部幸夫君）　我々防犯指導隊、実際に活動していく中で、今補助金交付要綱によりま

すと１団体、約６万円の補助金をいただきながらやっております。また、北部４区地区では、全体的にそうなんでしょうけれども、我々地区はやはり誘導棒といいますか、その辺は赤色だったり、帽子、制服は、我々いただいているのが40年ぐらい前の桜の紋の入った、我々もわからないんですけれども、警察の払い下げかなと思っているんです、桜の紋が入ったやつ。それらを着用しながら地域防犯活動に携わっている実態でございます。

そんな中で、やはり一番我々が、我々地域として懸念されるのが、隊員間の親睦を図っておるんですけれども、なかなか後継者といいますか、その育成がままならないという形が今出ているのは確かでございます。やめる人は２年に１回とかはいますけれども、それに付属して入って来る方が少ないという実態でございますし、一番はあと、その中で活動中の災害に対しての補償がないというのも大きな障害なのかなと思っております。

また、不審者が出没した場合、町内で、５団体による連係プレーが一応できない。町からの情報をいただきながら１団体、１団体が活動しているということでございまして、私自身はそういうもので弊害が出ているのかなと思っておりまして、その３項目について町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君）　今現在、制服につきましては、一応活動するときのジャンパーということでは支給、あと帽子という形では支給してございますが、制服自体は配付していないのが現状でございます。

また、あと活動に当たりましては、町からの要請とあわせまして、あと防犯指導隊のほかに少年補導員、警察署の委嘱分になりますが、８人の方がおりますし、あとボランティア活動といたしまして高城地区の安全・安心パトロール隊、あと消防会の青年部、ＰＴＡ等でも月何回か、定期的に巡回はしていただいておりますので、これらの各団体の皆様と、あと町等を加えまして、あと活動についての意見交換、そしてあと隊員の皆様の要望等につきまして話し合いをしていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　阿部議員。

○17番（阿部幸夫君）　後継者、そういうものも改善されれば、今課長のほうから町と５団体含めて、いろいろな補助団体を含めて話し合いをしていくと。今までそういうものがなかったので、やはり個々の活動単位になっているのかなという形はすごく、何ていうか、そういう形で、結局は入ったとしても、いろいろな活動、地域民の活動もあるだろうし、また結局はどの防犯指導隊でもそうでしょうけれども、約６万円に対して活動だけにその６万円を費や

してしまって、どの防犯指導隊を見ても一緒なんでしょうけれども、やはり活動費でその６万円が捻出されるという形だったと思います。我々北部に対しても、やはり親睦を深めるために隊員同士のあれはやっぱり個人負担をしたり、そういう形でやっているのが実態で、そういう面で１つでも、２つでも、やはりそれが町が入ってくることによって、かなり心づけが強くなるというか、気が和らぐものもあるだろうし、一歩進むものもあるだろうし、一番は松島町がこういう形になれば連係プレーがすごく強くなっていくのかなと思っているのであります。それについて、今お話し合いを町とするということで、これは一番私の目的は、もし災害等が起きた場合、やはり条例とかに制定して身分を保障するんだとか、制服の貸与をしていくんだとか、そういう考えまでは今は考えがないのか、それともそういうことを含めて考えていくのか、その辺をまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君）　確かに活動に当たりましては、活動中のけが、あと身分保障とか、その辺が心配になる部分もございます。ただ、一方で、あの団体の中での条例で縛られることにつきましても、ちょっとあとそれにつきましては、あと懸念する団体もございます。それらの団体の方もありますので、やはりあと今後、話し合いの中で解決していきたいと思いまして、条例化については今のところ、それは考えてはおりません。以上でございます。

○議長（櫻井公一君）　阿部議員。

○17番（阿部幸夫君）　今考えていないという冷たいと言えば冷たいような意見であります。そんな中でやはり、現状を言いますと、我々北部だけに制約させてもらうと、やはり夜というか、７時前とか８時前、暗くなってからも巡回をするわけですよね。そうすると、赤い誘導棒で巡回しますと、お巡りさんの交通取り締まりと勘違いされて結構な面で危ない面に遭うと、道路を歩いていると。お巡りさんが交通取り締まりやっているんじゃないかと、そこまでゆっくり来たのに猛スピードで走っていくとか、そういう面もありますし、またあと、結局夏場にしてもどこにしても、いろいろなたまり場というのは限定されているわけですよね。だから、そういうものもあって、これは不慮の事故というか、考えられない、そういう自分たちはそういう行動をしないと巻き込まれてしまうというものもあって、やはり私自身もやっていく中で、こういうものであればやっぱり身分保障だけはしてもらわないと、本当にこれから隊員の確保に大きな障害が出てくるのかなというのが実態でございますので、その辺、もう一度、話し合いは一歩前進したと思います、確かに、今危機管理監言っているのに対しては。一歩前進したんだけれども、やはり我々巡回していて何が大事かって、やっぱり仲間

を傷つけないとかそういうもの、しからば何もしなくていいかといえば、やはり巡回することによって、啓蒙活動、広報活動をすることによって、この地域にはいろいろな面があるんだよというものもありますので、そういう面でもう一度、条例に向けてとか、もっと一歩進んだものに対してあればお話を願えればと思います。

○議長（櫻井公一君）　高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　身分保障とかいろいろありますけれども、防犯指導隊というのは自分の地域は自分で守るという理念に基づいてボランティア活動をいただいているということで、大変すばらしい活動内容だなと感じています。そういう中で設備とか制服も含めていろいろなものがふぐあいあるということがあれば、それは改めてほかの団体とも、関係団体とも話しして、危機管理監が申し上げた協議会みたいな感じで一度、そういう話し合いの場を持つということで進めてまいりたいと思います。ただ、懇親を深めるとか、それに対しては町としては残念ながら補助金のほうは出しかねますので、そこはご理解願いたいと思います。あくまでも活動に対してということであります。

　あと、身分保障とかそういう関係は、条例とかもありますけれども、まず話し合いをして、あといろいろなものを調査して、その後に条例というのがついてくるかどうかということであって、今現在は条例の制定というのは執行部のほうでは考えておりませんけれども、今後の打ち合わせの内容によっては、どういう方向になるかというのはまだはっきりしません。そういう流れで進めていただきたいなと、町のほうでもそう進みたいと思っております。

○議長（櫻井公一君）　阿部議員。

○17番（阿部幸夫君）　今、一歩も二歩も進んだようなんですね、今副町長から言われましたので。今までから考えれば天と地なのかなと思っておりますので、やっぱり一堂に会して、お互いが言い分あるんでしょうけれども、こういうものにやっぱり予算をたらふくつけることが一番いいことであって、生きた金というのはこういうところに使うんだと思っているんですよ。復旧・復興も大事だけれども、やはり我々が地域に根差して、地域は地域で守っていくんだと、そういう高い理念のもとでやっていますので、それとやはり後継者も育てていくんだといえば、もちろん親睦の中で、焼き肉大会とかそういうものもやっているんですけれども、そういうものに対してお金をくださいとか、それは決して言えるものではないと思っています。ただ、親睦というのは、やはり何事に対しても懇親を深めるということは会員同士の、相互の、それが研さんにもなっていくだろうし、研修にもなっていくだろうと。大事な考え方だと思うので、その辺でよろしく。はい、どうぞ。

○議長（櫻井公一君）　高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　これを設立した趣旨というのは、ボランティア活動ということで、その使命を敬服いたします。その中でたらふくになると、なかなかその使命を忘れるということもあるので、初心の気持ちで動くためには、たらふくではなくて、腹八分目がいいのかなと思っていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君）　阿部議員。

○17番（阿部幸夫君）　たらふくは副町長だけで、我々はたらふくは考えてはいません。

では、とにかくこういう形で、とにかく町と地域が防犯指導隊を含めて協議会なんかを作成して、互いのやはり意見交換というのはこれから大事になってくると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。まず１点目は以上で終わりたいと思います。

続いて、２点目なんですが、これは前にもお話はしたんですけれども、農道上下堤竹谷線と国道45号線交差点に信号機の設置の問題。それと、北部４区には幹線道路が３つあるわけでございます。町長も何とも、震災時はね、あるので、その辺でお伺いいたしたいと思います。

震災後、約６カ月後ですか、たってから大型自動車がこの農道関係、またふる緊関係に多く入って、けさも７時前には10台以上の大型ダンプトラックが復旧・復興に向けて気仙沼なり、石巻なり、南三陸のほうの看板を掲げて入っている実情でございますし、建設課のご配慮によりまして定期的というか、本当に密度の濃い形で農道の舗装、復旧されて、その道路面は問題ないんですけれども、何分にも塩釜方面、石巻方面に通勤、買い物等に利用している農道となっておりますので、特に国道45号線を右折、また左折時の危険度は大変なものとなっております。現在、東松島側に50メーターぐらい先に押しボタン信号があるのか、その押しボタン信号が赤になったのが、私もかれこれ、あそこに40、50年いるんだけれども、見たことがないという形、信号機が赤になったり、常に信号機が消えた状態だという形になっていますので。前回にもお願いしたんですけれども、移動を含めた信号機設置に向けた改善策について、これは伺うというか、お願いといいますか、やはり所管が石巻署管内となるので、その辺でお伺いしたいなと。我々４区としましては、本当にあそこに信号機の設置を望んでいるところでございますので、よろしくお願いします。

○議長（櫻井公一君）　答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　この問題につきましては、以前にもご質問を受けて、そのとき動いた経緯もありますが、そのときは不調に終わったということでございますが、今回、震災復興後ということで大型貨物の交通量もふえましたので、新たな取り組みで取り組んでいきたいと

いうふうに思います。なお、建設課長から補足させます。

○議長（櫻井公一君）　阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君）　国道45号線のあの上下堤の交差点につきましては、以前にご質問を受けまして、東松島市、石巻警察署と、あと現場確認をしながら協議しておりましたが、改善には至らなかったということもございまして、ただ、今町長が答弁したとおり、震災後、土砂運搬の大型ダンプの走行がかなり激しいものですから、その辺を踏まえまして再度、東松島市と協議しまして、信号設置主体であります宮城県公安委員会のほうに強く要望していきたいと思いますので、よろしくご理解いただきます。

○議長（櫻井公一君）　阿部議員。

○17番（阿部幸夫君）　あそこは郡境って、すぐ近くにありまして、河北新報には結構載っていないんですけれども、石巻の新聞には、あそこ結構事故が多いんです。管内が違うのかどうかわからないんですけれども、石巻の新聞、日日新聞とかそういうものには載っているんですけれども、先月、月に１、２回はあそこで物損事故を起こしている、人身まで至らないから河北新報が取り上げないのか、それともまるっきり、縄張りというか、あれがあって宮城県旧桃生郡だから載せないのかわかりませんけれども、先月も、毎月１、２度、それが人身には至らないけれども大きな事故になって、やはり北部地区、確かに町長のお計らいもあって町民バスもかなり運行されていますけれども、やはりどうしてもあの地域全体がマイカーでの買い物、また病院、通学という形で朝晩はかなり混むので、その時間帯にまた大型ダンプとかの、結局あそこから発進して気仙沼とかに山砂とかを運搬して、特に今回、まだ１週間、10日ですか、また次の山砂を販売する場所が、大きな場所がまた見つかって、きょうもそこにはかなりのダンプが待機していまして、８時になるのを待って山砂運搬。あと、もう１カ所、何か北小泉にあって、２カ所になれば、１カ所、手前どもの前は終わりそうなんですけれども、新たに２カ所、今度はまた営業されるということで、本当にダンプの巣になっているような形で、ぜひともこの地域民とすれば信号機を心待ちにしているのが実態でございますし、その辺でよろしくお願いしたいなと思っております。

　我々地域民が確かに石巻署なり東松島さんに行くのもいいんでしょうけれども、やはり町のご協力、ご声援がなければ、我々地域民としては、何ていうか、門前払いとはならなくても、事がスムーズに済むのは町長の計らいとか、副町長が我々と、我々は何ぼでも同行しますので、本当に頑張ってもらって、これからまだまだ復興事業、復旧関係はあると思うので、また我々、山そのものもいっぱいありますので、その辺は傾聴しながらやっていきたいと思っ

ておりますので、ぜひとも早急な対応をして、これからなおさら冬に向かっていきますので、思わぬところにスリップ事故で45号線まで行かないって、45号線越えているからブレーキがかかったということでありますし、またあの地域は三浦から吉田川まで信号機がないもので、常時50キロ、制限速度内で結構なスピードで皆、上下線走っている区域なんです。かなり信号機がないので運転手さんも楽な気持ちでスピードを落とさないで走っている地域なので、本当に信号機を心待ちにしておりますので、何とぞ早目の要望でお願いしたいなと思っております。

もう一つは、提案なんですけれども、北部地区４区には、まずもって幹線道路として国道346、それと農道、ふる緊道路を含めて、それともう一つは吉田川の堤防、県道ですか、その３本があって３．11の場合は二子屋浄水場が壊れていないということで、あの３本の道路を使いながら町内に水道水を運搬した経緯もありますので。また。その３本の幹線道路は、国道につきましては万年的に新橋、愛宕橋が渋滞していると。真ん中の農道については、道路そのものはいいんですけれども、やはり上下堤の信号機がないために、そこで問題提起。また、吉田川の堤防については、車通りはすごく閑散としているんですが、それは県道が道幅が狭いということで、ひとつ一つを改築していくためには吉田川の堤防、車の待避所が、あそこは下竹谷地区分に入るんですけれども、一部北小泉も入るんでしょうけれども、あの沿線の中で車の待避場所が２カ所ぐらいですか。ですから、その待避場所をもっともっとふやしていくことによって、あの吉田川の県道が生きてくるのかなという感じはしますので、そうすれば国道346の交通緩和にもなるだろうし、それと今ふる緊・農道関係にもいろいろな形で、石巻方面に行くのであれば、吉田川堤防が整備されれば、あちらのほうから行ったほうが、より利便性がいいわけでございますので、その辺も大目には国の問題、また県の問題もありますけれども、やはりいざ災害の場合はどうしてもこの地域にとっては使われる、また二子屋浄水場の水も使うという関連もありますので、その辺の考え方について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　中西建設課長。

○建設課長（中西　傅君）　ご質問の吉田川堤防の車の待避場所、これにつきましては、河川堤防ということでありますけれども、県道鹿島台鳴瀬線でございますので、今現在、土砂運搬等の大型車両の通行も多いことですので、必要と思われる箇所について管理者であります仙台土木事務所に現地を確認しながら要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君）　阿部議員。

○17番（阿部幸夫君）　そうですね、今課長言われたように、やはり吉田川の堤防の待避所がふえればふえるほど本当に、車は１つの、せっかく３つの道路が我々地域にはありますので、これが均等になればすごくいい北部地区が生まれてくるんだと思いますし、町長はきのうですか、今野議員さん、そして後藤議員さんにも、松島町は水対策が大変重要な問題ですと。道路問題も私自身も水対策、我々も水対策で被害は出ますけれども、道路対策も同じようにやはり重要な松島町の課題かなと思っておりますので、要望というのはやはり常々やっていただいていて、本当に地域、４行政区がこういう形で町に対して、町長は昔からご存知だろうと思うんですけれども、光は北からなんですから、その辺等を、やはり北に光を当ててもらいたいと。もちろん当たっている部分は多々あるんですけれども、北のほうから光を当てていくことによって里山も守れるだろうし、いろいろな形で、北の人間は心やさしい人ばっかりでございますので、教育課長を初め、本当にこういう形で要望してもらって、まず安心できる北部４区にしていただけるよう重ねて、重ねて要望は早目にやっていただいて、また戻りますけれども、協議会を早目につくっていただいて、我々の任期もはやなくなりますので、その任期前にでもやって、我々十分に応えていたきいと思いますので、要望そのものも、次わかりませんので、早目にしてもらって、よろしくお願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（櫻井公一君）　17番阿部幸夫議員の一般質問が終わりました。

以上で通告いただいた一般質問が終わりました。

日程第３　議案第１０２号　工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君）　日程第３、議案第102号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　９番尾口であります。

ちょっとお伺いしたいんでありますが、入札結果で無効になったと、こういうなのがあるわけでありますが、これは何ですか、入札のときに後からいただきました建設工事における入札保証に関する取扱要領、これをつけて入札申込者にはやっているんですか。

○議長（櫻井公一君）　答弁。舘山財務課長。

○財務課長（舘山　滋君）　入札公告はしています。そこの中でインターネットでその辺は見れるようになっていますので、そのことは付記していますけれども、この書類自体は入札参加

者にお渡しはしておりません。（「渡していない」の声あり）はい。

○議長（櫻井公一君）　尾口議員。

○９番（尾口慶悦君）　それで、ここに入札保証金等に開札時の取り扱い、入札に参加する条件に違反したのではないんだよね。条件に違反したんではないんでしょう、こいつ。だから、このなには、こいつは誰に見てもらってつくったのかわからないけれども、裁判になったら負けるんでないかと思っているの、私。こういうふうな文言からいくと、100分の５に満たない者は入札に参加する条件に違反したものとして入札を無効として取り扱うものとすると、こういうふうになっているんだけれども、入札、松島町建設工事執行規則からいくと入札者の条件、ここの中にはこいつ入っていないわけっしゃ。財務規則にも建設工事のなににも５％というのは入っているんですよ。財務規則にも入っているんです。だけれども、こいつによって少なかったらば入札を無効にするよと、入札条件の違反だよと、こういうのであれば、こいつくっつけてやらなければ入札条件の違反にならないんでないんですか。

○議長（櫻井公一君）　答弁。舘山財務課長。

○財務課長（舘山　滋君）　入札の、工事ですけれども、そこの中に入札保証金に関しての項目がありまして、松島町建設工事における入札保証に関する取扱要領に示すとおりとするということでうたっております。それで、その他の事項のほうでホームページを見てくださいということでうたっていますので、当然にこちら側としてはその辺も入札参加者が見ているものと理解をしております。

○議長（櫻井公一君）　尾口議員。

○９番（尾口慶悦君）　だけれども、こいつ入札に付するときにこういうふうな条件を言わなければ、入札の条件には当てはまったから入札させているんでしょう。で、開札してみたら100分の５に満たないんだと。そうすると、この入札条件に違反したんではないんですよ。入札条件には違反していないんだから。それを見てくださいよと言ったからいいんだと、こういうようなことですが、これは執行者の一方的な考えじゃないですか。そういうふうに言うんだら、財務規則にもこの建設工事執行規則にもあるんだけれども、５者以上になっている。ただし、やむを得ないときと書かれているの。やむを得ないときというのはどういうことなんだと。こういうようなことだって書かなければおかしいんでないですか。一方的に町は３者しか入らない。こいつはおいしい仕事だと思うんです、これは。だから、こんなに差が出たのかなと。おいしくないのであれば、どなたかにしてするんですが、少しおいしい工事だと思うんです。だから、業者が俺とりたいというようなことで安く入れたのもある。そうい

うふうだと思うんですよ。だから、そうしたときに、いいですか、５者以上だよと。財務規則も工事執行規則も言っているんです。ただしやむを得ないとき。やむを得ないときっていったらなじょなんだと。そいつだって条件に付しているんですか。

○議長（櫻井公一君）　それでは、答弁させます。舘山財務課長。

○財務課長（舘山　滋君）　まず、やむを得ないときという前に、これ公募をかけていますので、公募で応募があったのが３者ということです。どうしても５者だという規定であれば５者まで追求しなければだめだと思うんですけれども、あくまで募集が来ているのは３者ですので、その３者で入札を執行したということです。

　それから、多分執行か無効かというお話なのかなと思うんですけれども、建設工事執行規則ですか、第16条に入札の無効ということはあるんですけれども、こちら側としては、それの第２号の入札条件に違反したときという解釈をしております。それで、取扱要領に関しても実際札入れしてみないとわからないものですから、札入れした段階で無効だというふうにわかるものですから無効の取り扱いとさせていただきました。

○議長（櫻井公一君）　尾口議員。

○９番（尾口慶悦君）　だから、こいつは執行者の一方的な考えなんですか。こっちの入札無効は条件付一般競争入札にしたんだからと、こういうふうなことを言うんですが、来そうないと思ったらば指名でもいいんでしょう。そして、こういうふうな入札無効になった、何ですか、入札保証金を取っているのは全部に取っているんですか、入札保証金は。

○議長（櫻井公一君）　舘山財務課長。

○財務課長（舘山　滋君）　それが条件ですので、それは全部取っております。（「全部取っているの」の声あり）はい。

○議長（櫻井公一君）　尾口議員。

○９番（尾口慶悦君）　だからね、こいつは私は仕方ないんだと思うんでありますが、ただ、こういうふうなものは、条件に違反していないんだから、入札したときは。そいつ条件に違反していると書いているんだ。だから、こういうふうなものは、もしこういうふうな文言がおかしいのであれば直さなければいけないんです。こいつ22年ですか、20年ですか、こいつをつくったのは。私は初めて見たんです、こいつ。こういうふうなもの。

○議長（櫻井公一君）　ちょっとお待ちください。今答弁します。熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君）　まず、今、初めてこれ見たよということがありました。この前段に、昔、平成20ごろかと思うんですけれども、例規集に載っている条例、要綱、要領、それ以外

のものがあるだろうという話がありまして、そのときに、それ以外のものは、今、２冊に分けて整理をさせていただいて、その分は議会のほうに１と２、２冊になっていますけれども、で見てもらう分にしております。その中には今回のこの取扱要領については記載させていただいております。以上です。

そして、なお、先ほども入札の要領、取扱要領、これは今は指名通知だけでありまして、最終的には、それにいくまでは公募の段階で全部インターネット、ホームページ、これを使って入札の心得である今回の入札のボンド、保証証書、その話とか、そういう回数の考えとか、それを全部インターネット、様式までインターネットでダウンロードしてくださいというところから最初スタートしています。そういうことで、今回のこの相手方にはペーパーでは行きませんけれども、ダウンロードして見ていただければ、その辺は本人確認の上、入札に臨んでいるということです。

○議長（櫻井公一君）　尾口議員。

○９番（尾口慶悦君）　訓令とかなんとか、こいつを私も見ているんですよ。だけれども、こういうなのまで出ていないわけでしょう、内容までは。こいつを今度、それこそインターネットでとってみなければわからないわけでしょう。表題でしか出ていないんでしょう、こいつ。このなには。

○議長（櫻井公一君）　答弁。熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君）　例規集と同じように訓令集ということで、未掲載部分ということで、２の１、２の１って分厚いものに整理させていただいて、その中に、今回の部分でいうと、財政課財政班という見出しみたいというか、大分類がありまして、その中に今言った取扱要領の見出しがあります。そして、その奥をずっとめくっていただきますと、そこに今回の分の要領、取扱要領の全部について全部記載させていただいてつづっております。以上です。

○議長（櫻井公一君）　尾口議員。

○９番（尾口慶悦君）　だから、それはどなたかに見てもらって、もしうまくなければ直すと、こういうふうにしないと、だれが見たって工事執行規則の入札条件に違反していた入札者でないんですよ。たまたまこういうふうな文言で無効にするんだよと言っているだけなんです。だから、そいつがもし裁判にでもなれば、恐らく私は負けるんでないかって、そんな感じがしているんです。入札条件に違反しているんでないんだから。ないものを開札時の取り扱いで入札条件に違反しているから無効なんだよと言っているわけですから。そういうふうなことを十分に考えて、これを見てください。そして、やっぱり親切にするんであれば、インタ

ーネットで見てじゃなく、んだらば何もしないで入札通知も、通知は出しているんでしょう、入札通知は。それもインターネットで見てくださいっていうことですか。

○議長（櫻井公一君）　答弁。高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　まず、この工事を公募する場合は、どこの業者にもやりません。インターネットで業者の方は随時、公募とかいろいろなところを見て、インターネットを見て、ああ、これがあるんだなということでインターネットから引っ張って印字するか、画面で見ていろいろな書類を出すと。そして、募集を松島町に持ってくる。で、決まった段階で通知書だけ、実際、極端に言うと、松島町長宛てで、あなたは資格があって参加資格がありますよという、その文書は町長印であります。それ以外はほとんどインターネットから引っ張るということなので、これもある文書の中でこういうのがありますからということで引っ張って、条件とかいろいろなものは引っ張るというのが今回の一般競争入札の中の流れです。ですから、ほとんど、もう紙ベースというのはあんまりないということで、今、ここ最近ですかね、やっているというところです。

あと、確かにここで、４番で入札保証金等に係る開札時、要するに入札会で開札するときの取り扱いと。要するに札入れと。開札するときの取り扱いと。開いたらどうなんだということだと思うんですよね。そこの中で開札したら100分の５に満たないと。だから違反したものとすると、みなすということなので、ここの文字の捉え方が、相手がわかるかどうかというのもありますので、県とかを標準にこれをつくったんですけれども、改めてどうなっているか、実際は相手にわかりやすい文章でなければだめだと思うんですよね。条例みたく難しくするよりもわかりやすいということで、それはあと調べて、わかりやすい中身に、そういたしたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　尾口議員。

○９番（尾口慶悦君）　そうしなければ、ここなんか簡単だと思うの。入札に参加する条件でなく、入札条件に違反しているのであれば当然、こういうようなこともいいと思うんですよ。参加条件のときから工事執行規則ですか、こいつにその条件がないのに、こういうふうな文言を使って、それが無効ですよというようなことはおかしいのではないかと私は言っているわけです。

だから、それと同時に、このごろは大体仕事が多いから、おいしいということでない限りは来ないんですよ。そうだとすれば、逆に指名、指名願出しているわけですから、うちに仕事くださいって出すのが指名願でしょう。だから、指名願を出しているわけでありますから、

今のようなときは指名をすると、こういうふうなことも考えなければならないのではないかと、こういうふうに思うわけです。ただ一方的に自分のほうで有利なときは、ああ、これですよと、不利なときは、いや、これなんですよと、そういうふうな使い分けはしないで、業者の立場になってくれなければいけないんです、業者の立場になって。こいつしたことによって松島町が損害を受けているわけでしょう、逆に。安くすれば、何ですか、１億7,600万円と１億9,900万円ですから二千何百万、2,400万円か2,500万円か損しているわけです。だから、そういうふうなことをして、ただ条件があるんだ、ああ、こいつなんだ、2,500万円損したっていいんだ、おらほうの金でないんだというふうな言い方では、行政側としてはうまくないんでないですか。ここは十分考えてやってくださいと、こう思う。

○議長（櫻井公一君）　高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　町長がよく、やさしい、わかりやすい行政ということがありますので、業者に対しても同じということなので、そういう方向で、なおやりたいと思っております。

○議長（櫻井公一君）　他に質疑を受けます。（「なし」の声あり）なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第102号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立全員です。よって、議案第102号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第４　議案第１０３号　物品売買契約の締結について

○議長（櫻井公一君）　日程第４、議案第103号物品売買契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。５番高橋利典議員。

○５番（高橋利典君）　この小型ポンプ車の、動力ポンプ車の購入については別段ないんですけれども、古くなった、13年を経過したポンプ車というのはどうなるか、それだけちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君）　一応あと購入業者のほうに、あと古い車をあれしまして処分までお願いしております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君）　高橋利典議員。

○５番（高橋利典君）　処分というのは、どういった処分の、下取りで出すのか、それともただ、何ていうか、処分の依頼をするのか、その辺、ちょっとお聞きします。

○議長（櫻井公一君）　阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君）　13年も経過しておりまして、車としては耐用年数も過ぎておりますので、あと処分ということでお願いしております。

○議長（櫻井公一君）　高橋議員。

○５番（高橋利典君）　ちょっと余談になるかどうかわかりませんけれども、ちょっとうちのトラックも大変年数がたちまして、20年以上もたっているものですから、かなり老朽というか、していまして、それでいろいろ今探しているんですけれども、ある程度の、何ですか、今、結構その下取りに出すと必ず金額的に下取りしてくれるんですよ。それでもだめなときはいろいろ、私もいろいろなオークション会場に行って見たりしているんですけれども、十二、三年の消防の車もあるんですけれども、そういったやつもオークションに出てくると大体30万から40万ぐらいの形のオークションの金額になるんですね。だから、せっかくの町の財産ですから、処分するにしても有効的な処分ができればなおさらいいのかなと思って今質問したんですけれども。

○議長（櫻井公一君）　高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　利典議員さんの車はディーゼルということで、ディーゼルそのものというのは距離数とか期間、耐用年数も高くて、ある程度たっても高く、需要と供給の中でバランスがあるということがあります。今回のはガソリン車ということなので、ガソリン車となるとまた別ということになります。ですから、入札に付する条件の中でも、ある程度この部分に対して当然処分も含むという形の条件に付すとか、あと例えば高いものであれば、それを見てもらってどうのこうのということになると思います。車はディーゼルとガソリン車では大分条件が違うと思うので、大分いい車に乗っていていいのかなと。そういうことです。

○議長（櫻井公一君）　高橋議員。

○５番（高橋利典君）　最後に。やはり私も先ほど言ったように、オークション会場なんかに行ってみますと、そういったガソリン車も、日本だけでなく、多分ほかの、海外のディーラーの方が買っていくと思うんですけれども、やはり結構な値段でちゃんと落札しているんです

よね。だから、そういうものを見ているものですから今質問したものでして、なおさらそういった処分についても有効的な処分をしてもらえればということであります。

○議長（櫻井公一君）　特段答弁はよろしいですね。

他に質疑ございますか。16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　今ちょっと質疑を聞いていて、耐用年数という話だったんですが、どのぐらいがまず耐用年数なのかということと、これから松島町で、消防車、各分団の消防車、全体で何台あって、処分が近いというか、買いかえが近いのは何台ぐらいあるのか、その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君）　今、消防で保有している車両が、分団、あと本部の指揮車と電源車を含めまして18台ございます。そのうち10年以上経過したものが、今回、更新するものを含めて５台ございます。そして、あと今回のが一番古くて13年ということもございますので、毎年度順次、あと更新を進めていく予定でございます。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君）　ほかに質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第103号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立全員です。よって、議案第103号物品売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第５　議案第１０４号　平成２５年度松島町一般会計補正予算（第５号）について

○議長（櫻井公一君）　日程第５、議案第104号平成25年度松島町一般会計補正予算（第５号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を

終わります。

これより議案第104号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立全員です。よって、議案第104号平成25年度松島町一般会計補正予算（第５号）については、原案のとおり可決されました。

日程第６　議員提案第１１号　松島町議会委員会条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君）　議案第６、議員提案第11号松島町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第11号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立多数です。よって、議員提案第11号松島町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第７　委員会の閉会中の継続審査・調査について

○議長（櫻井公一君）　日程第７、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

各委員長から、お手元に配付しました一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

申し出がありました審査・調査件名を事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（佐藤　進君）　それでは朗読いたします。

委員会の閉会中の継続審査・調査申し出一覧表、平成25年第３回松島町議会定例会。

委員会名、継続審査等の内容、審査等の期限の順に申し上げます。

議会運営委員会、次回の議会開会に伴う議会運営についての審査。議長の諮問事項及び議会活性化に伴う調査研究。任期満了まで。

議会広報発行対策特別委員会、松島町議会だより第116号の発行に関する審査・編集。任期満了まで。

以上です。

○議長（櫻井公一君）　お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

以上で、私ども任期中の定例議会が終了するわけですが、先例により私から一言ご挨拶させていただきます。

顧みますと、平成21年12月定例議会において議員各位のご推挙により歴史ある議会の議長に就任し、以来今日までの４年間、議員の皆様からご支援、ご協力を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

振り返りますと、松島町議会基本条例が平成20年６月議会にて施行されましたが、議長として松島町基本条例に沿った議会運営に努めることで始まりましたが、結果として全てが沿った議会運営ではなく、課題も残ったと思っております。

また、忘れてならないことが平成23年３月11日に発生した東日本大震災での津波、そして翌月の４月７日に発生した大余震等に対する議員としての行動に対し、町民各位から問題があったのではとの意見がありましたが、議長としての議員の呼び出しにおくれがあったことも１つの要因であったと思っております。

４年間を通してみて皆様のご期待には十分に添えなかったわけでしたが、副議長初め議員各位から特別のご支援を賜りましたことに重ねて御礼申し上げます。

また、大橋町長初め町当局の皆様にも大変お世話になりました。特に東日本大震災での災害復旧対応、そして今はまさしく町長が掲げている復興、創造、貢献できる仕組みづくりに取り組んでいる中ですが、今後も町民の福祉の向上と町勢発展のためによろしくお願いいたします。

結びに、議会事務局の職員の皆様には震災以降、平成23年、24年と急に議会の行政視察が多く来町し、無理な日程で進めたことなど、さまざまな面においてご支援、ご指導をいただき、おかげさまで職責を果たすことができましたことを御礼申し上げ、議長としての挨拶といたします。

以上で、本定例会に付託されました議案の審議は、全て終了しました。

平成25年第３回松島町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午後２時５６分　　閉　会